

カプセルホテルとぼす フィットネス会員規則

第一章 総則

第1条 (名称、所在地、運営管理)

本施設は、カプセルホテルとぼすと称し、所在地を宮城県仙台市青葉区中央2-1-25とします。本施設は、株式会社トポスエンタープライズ(以下「トポスオフィス」)が運営、管理を行います。

第2条 (会則)

本規則は会員がトレーニング会員として入会、または利用する上で守るべき規則を定めます。また、これを変更した時は、すべての会員に通知するものとします(ただし、変更があった旨を本施設において公示し、新規規則を閲覧可能な状態に置く場合も通知があったものとみなします)。なお、各種サービスの利用は、それぞれの利用規則に承認した方とします。

第二章 会員

第3条 (会員制度)

- (1) 会員の契約期間は、会員がトポスオフィス所定の退会手続きが完了するまで自動更新とします。
- (2) 会員が、諸設備を利用するのは1日1回3時間までとします。3時間以上利用の場合は延長料金をお支払いいただきます。

第4条 (入会資格)

トレーニング会員に入会できる方は、トレーニング会員の趣旨及び下記の入会規則に賛同し本会則を承認した方とします。尚、トレーニング会員は自由な裁量により入会を承認またはお断りすることができ、その理由を示す必要はないものとします。トレーニング会員の入会資格は以下のとおりとします。

- (1) 満16歳以上で、本会則およびトレーニング会員の諸規則を遵守する方
- (2) 医師等に運動を禁じられておらずトレーニングルームの利用に支障がないと申告された方(健康状態に疑義のある方は別途ご相談下さい。尚、65歳以上の方は診断書の提出を必要とします。)また、トポスオフィスが、支障が無いと判断した方。
- (3) 暴力団関係、薬物常用でない方。
- (4) 以前にカプセルホテルとぼす及びトポスオフィスが運営する諸店舗で、規約退会になっていない方。

第5条 (入会手続)

- (1) トポスオフィスは、会員に対してトレーニングルームおよび付随するサービスの利用権を認めるだけであり、本施設その他の財産について所有権を含む利用権以外の一切の権利を認めるものではありません。会員は本会則および入会手続き規定に従って施設および付随するサービスを利用することができます。会員は本会則および入会手続き規定を遵守する事とします。
- (2) 入会申請者は入会手続き規定に基づく書類を提出し、店頭において入会手続き規定に定める金額を精算する事とします。トポスオフィスは入会審査を行い、最終承認は入会金の入金確認後に行います。トポスオフィスの審査により入会を拒否した場合、振込みいただいた入会金は全額返金いたします。ただし利息はつけない事とします。
- (3) 未成年者が会員になる場合は、本人とその親権者が連署して申し込むものとします。この場合、親権者は会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第6条 (会員証)

- (1) トポスオフィスは会員に対し、会員証を発行します。会員が、トレーニングルームを利用する時は、会員証を必ずフロントに提示し所定の手続きをするものとします。また、会員は会員証を第三者に貸与・譲渡・継承することはできません。貸与・譲渡・継承した場合、トポスオフィスはその会員を除名することができます。
- (2) 会員は会員証を紛失した場合には、すみやかにトポスオフィスに届け出、ただちに所定の手続きを行い再発行を申請するものとします。会員証の再発行手数料は会員負担とし、発行手数料として1,000円(税別)をトポスオフィスに支払うものとします。

第7条 (ロッカーの使用)

本施設内には更衣ロッカーが設置されており、会員はご利用頂けます。ただし、会員は、更衣ロッカーキーを紛失した場合はすみやかにトポスオフィスに届け出、修繕手数料として5,000円(税別)をトポスオフィスに支払うものとします。

第8条 (会費・諸料金等)

入会登録料・諸会費・諸料金等の金額・支払時期・支払方法は、トポスオフィスがこれを定め、一旦納入した入会登録料・諸会費・諸料金等は事由の如何を問わずこれを返還いたしません。尚、トポスオフィスはトレーニングルーム及び諸施設の運営上必要と判断した場合または経済情勢の変動に応じて入会登録料・諸会費・諸料金等の金額を変更することができます。

第9条 (退会)

会員は、自ら退会の意思を退会希望月の前々月末(例:4月1日から退会の場合は2月末まで)までに退会届を不備なく提出し、希望月に退会することができます。トポスオフィスが、会員が月会費その他トポスオフィスに対する責務を完済した事を確認し退会とします。会員の都合等により会費が3ヶ月以上滞納した場合は退会扱いとします。

第10条 (会員除名)

会員が下記の各項に該当するときは、トポスオフィスは該当会員を除名することができます。会員はその資格を失います。会員を除名する場合は、トポスオフィスが定める方法で当該会員宛に会員資格喪失の通知を行う事とします。

- (1) 本会則もしくは入会手続き規定に違反した、またはその疑いがあるとき。
- (2) いかなる方法であれ本施設の体面を傷つけ、秩序を乱したとき。
- (3) 会費その他の債務を滞納しトポスオフィスからの催告に応じないとき。
- (4) 罪を犯し、またはその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき。
- (5) 破産などにより経済的信用を失ったとき。
- (6) 入会に際してトポスオフィスに虚偽の申告をしたと判明したとき。
- (7) その他上記に準ずる事由により入会基準を満たさなくなったとトポスオフィスが判断したとき。
- (8) 当施設の利益に明らかに反する行為を行ったとき。
- (9) 反社会的勢力と関わりがあると認められた場合
- (10) 他の利用者と紛争を生じ、本施設の平穏を乱したとき

第11条 (会員資格喪失)

会員は下記の各項に該当したときは会員資格を喪失します。会員を除名する場合は、トポスオフィスが定める方法で当該会員宛に会員資格喪失の通知を行う事とします。なお、会員がその理由を問わず、退会となった場合には、会員証を遅滞なくトポスオフィスに返却するものとします。

- (1) 会員が退会したとき。ただし、事前にトポスオフィスに所定の届出を行うものとします。
- (2) 会員が除名されたとき、もしくは死亡したとき。
- (3) 法人が解散したとき。
- (4) 経営上重大な理由により施設を閉鎖したとき。

第12条 (休会)

会員は、休会希望月の前々月末(例：4月1日から休会の場合は2月末まで)までに通知し、トポスオフィスの承認を得て休会することができます。期間は最長6ヶ月とします。休会期間中の月会費の支払いは免除されます。休会期間中は一切の施設の利用ができません。6ヶ月を経過しご連絡がない場合は退会扱いとなります。

第13条 (変更事項の届出)

会員は、住所、連絡先及びその他入会申込み事項に変更があった場合には、速やかにトポスオフィスに届出するものとします。尚、会員への通知は会員から届出のあった最新の住所宛に行い、トポスオフィスは以後の責任を負わないものとします。

第14条 (損害賠償)

- (1) トレーニング会員は自己の責任および危険管理において施設を利用することといたします。トレーニングルーム内で発生した盗難・紛失・障害その他の事故・怪我・体調不良を生じた場合について、トポスオフィスは一切の責任を負いません。
- (2) 会員がトレーニングルーム及び諸施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により会員が受けた損害については、会社は一切損害賠償の責を負いません。
- (3) 会員がトレーニングルーム及び諸施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由によりトポスオフィスまたは第三者に損害を与えた場合、会員は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

第15条 (遺失物・忘れ物・放置物)

会員が本施設の利用に際して生じた紛失については、トポスオフィスは一切損害賠償・補償等の責を負いません。また、忘れ物・放置物については原則として1ヶ月間保管した後に処分いたします。

第16条 (その他諸規則の改定)

トポスオフィスは、必要と認めた場合、本会則・細則・利用規定・その他本施設の運営・管理に関する事項の改定を行うことができます。

第17条 (閉鎖および解散)

トポスオフィスは、必要と認めた場合、本施設を閉鎖および解散する事が出来ます。尚、この場合会員に対する補償は行いません。

- (1) 施設の改造または修理のとき。
- (2) 本施設が企画し実施する諸活動を行うとき。
- (3) 天災、地変、その他の不可抗力により開業が不可能となるとき。
- (4) 経営上重大な理由が有るとき。

第三章 施設利用

第18条 (諸規則の厳守)

会員は、トポスオフィスの施設利用に際して、会則および本施設が別途定める規則等を遵守しなければなりません。

第19条 (健康管理)

会員は、各自の責任において健康管理を行うものとします。

第20条 (入場禁止・退場)

トポスオフィスは、会員が下記の各項に該当する場合 **または下記の行為をする場合は**、その会員を本施設への入場禁止及び退場を命じることができます。

- (1) 伝染病等に罹患しているとき。
- (2) タトゥー(刺青)をされている方。
- (3) 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されるとき。
- (4) 動画、静止画にかかわらず許可なく館内を撮影すること。
- (5) 許可なく本施設において物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。
- (6) 他人を誹謗中傷すること。
- (7) 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
- (8) 露出等公序良俗に反する行為。
- (9) 施設内に落書きや造作をすること。
- (10) 動物を館内に持ち込むこと。
- (11) 危険物を館内に持ち込むこと。
- (12) 酒気をおびての来館。
- (13) 従業員の業務を妨げる行為。
- (14) 他人及び従業員へのストーカー行為。
- (15) 他人の施設利用を妨げる行為。
- (16) 入館に際し虚偽の申告をした場合。
- (17) その他、従業員の指示に従わない場合。
- (18) その他本状各号に準じる行為。
- (19) 大声や激しい物音を生じさせる等の他の利用者様のご迷惑となる行為
- (20) 泥ほこり等が付着した状態等の不衛生な状況でのご利用
- (21) 本施設の設備を破損させる行為又は通常のご利用方法を異なる方法でのご利用
- (22) 指定の場所以外での喫煙

第21条 (休業および休館)

カプセルホテルとぼすは、会社が別途定める定期の休業日を設けるほか、施設整備、その他やむえない事由が発生した場合、臨時休業することがあります。臨時休業する場合は、事前にその旨を施設内に掲示します。

本会則は2018年3月4日に改則したものです。